

## タスクフォース設置について（理事会内申し合わせ）

1. 法人運営基本規則第 16 条 2 項に基づき設置するタスクフォースの設置手順、任務、構成員、活動、報告等について、以下のとおり申し合わせる。
2. タスクフォースは、至急の特定の検討課題について JpGU としての執るべき方向性とそのための具体的な活動について集中的に調査、議論、検討を行い、その結果を提言として取り纏めて会長に報告することを以て、その任務とする。
3. タスクフォース設置の議案については、設置承認後のタスクフォースを代表する主査候補者において、検討課題、名称、設置期限（設置承認日から 2 年以内とし、延長を認める）、構成員のうち主査及び副査（1 名又は 2 名）の候補者、その他タスクフォースの運営について必要な事項を明らかにして会長にタスクフォースの設置申請を行い、会長は、同申請について副会長及び前会長と協議した上で、理事会に提案するものとする。
4. タスクフォースは、会長に対し、その設置承認後半年毎に検討課題についての議論状況を報告し、設置期間終了までにその取り纏めの報告書（2、000-6、000 文字を目安とする）を提出して報告する。
5. 取り纏めの報告書については HP に掲載し、併せて英語（又は日本語併記）のアブストラクトを掲載して公表する。
6. タスクフォースの設置承認後、主査は、副査との協議を経て、タスクフォースの委員を指名して構成員にすることができる。主査が指名するタスクフォースの委員のうち若干名については、正会員であることを要しないものとする。
7. 既に事実上活動しているタスクフォースについては、改めて設置申請を行い会長より理事会に提案され承認された場合には、遡って、法人運営基本規則第 16 条 2 項に基づき設置されたタスクフォースとして取り扱うものとする。